

和木町特定教育・保育施設等利用調整基準表

(1) 基本指数

保育が必要な事由		保護者の状況及び必要性の具体的程度など		基本指数	
①就労	日中、児童の保護者が、居宅内外で就労することを常態（概ね月平均１２日以上、１日平均４時間以上の就労とする）としているため、児童の保育が必要である場合	就労（内職含む）・自営	１ヶ月１６０時間以上の就労	９	
			１ヶ月１２０時間以上１６０時間未満の就労	８	
			１ヶ月８０時間以上１２０時間未満の就労	７	
			１ヶ月４８時間以上８０時間未満の就労	６	
		※ひとり親の場合上記基本指数の倍とする。			
②妊娠、出産	母親が出産の前後である場合	母親が出産前後である場合	出産前２ヶ月、産後２ヶ月を経過する月の末日まで	８	
③保護者の疾病	児童の保護者が病気であったり、心身に障がいがあったりするため、児童の保育が必要である場合	疾病入院	おおむね１ヶ月以上の入院	９	
		居宅療養	常時寝たきり	疾病のためおおむね１ヶ月以上常時寝たきりの者	９
			精神	医師が長期加療（安静）を要すると診断した者	９
			一般療養	医師がおおむね１ヶ月以上加療（安静）を要すると診断した者	６
			その他	上記以外で疾病により保育ができない者	５
		心身障がい	１・２級	身体障害者手帳等を所持する者及び同程度と判断できる者	９
			３級		６
			４級以上		５
④同居親族の介護等	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護に当たっており、児童の保育が必要である場合	入院付添	おおむね１ヶ月以上親族の入院付添を常態としている者	９	
		居宅介護	同居家族の長期居宅療養等の介護を常態としている者	５	
		心身障がい	障がい者を介護し、かつ、通園、通院、通学付添を常態としている者	①を準用	
		寝たきり老人等の介護	同居の祖父母等、寝たきり状態の者の介護を常態としている者	①を準用	
⑤災害復旧	火災、風水害、地震等の災害によって、家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育が必要である場合	自宅などの復旧作業等のため、児童の保育の必要がある者（期間は復旧が完了するまで）		１０	
⑥求職活動	保護者が求職活動又は起業準備のため児童の保育が必要である場合	求職活動期間は90日	就労の内定を受けている者	①を準用	
			ひとり親の求職活動	５	
			求職活動又は起業準備のため児童の保育が必要である者	１	
⑦就学	保護者が就学、職業訓練、技能習得のため通学等をしており、児童の保育が必要である場合	日中、就学、職業訓練、技能取得のため、児童の保育が必要である者		①を準用	
⑧虐待・ＤＶ	児童虐待やＤＶ（配偶者に対する暴力）の恐れがあり、児童の保育が必要である場合	児童虐待やＤＶ（配偶者に対する暴力）の恐れがあり、児童の保育が必要である者		１０	
⑨育児休業継続利用	育児休業以前に保育所等を利用中で、育児休業後も引き続き保育が必要である場合	育児休業以前に保育所等を利用中で、育児休業後も引き続き児童の保育が必要である者		７	
⑩町長認定（前各号に類する状態にある）	①から⑨までの保育の必要性に類して、児童の保育が必要な状態であると認められる場合	保護者等からの申立書の提出を受け、保育の必要性を判断し、上記程度と比較の上、指数を決定する			

(2) 調整指数

調整基準		児童及び児童の属する世帯の状況など		調整指数
優先基準	保育を必要とする児童のうち優先的に保育を行う必要があると認められる場合	ひとり親世帯	児童の父又は母の死亡、離別、行方不明、拘禁、保護命令、未婚の母	＋１０
		生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	＋２
		生計中心者の失業	世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に児童が属している	＋２
		就労者かつ障害者手帳所持者	父又は母いずれかが手帳を所持している場合	＋５
			父及び母が手帳を所持している場合	＋１０
		虐待及び社会的養護	児童が虐待を受ける恐れがある状態、その他社会的擁護が必要な状態にある	＋５
		障がい児	児童が精神又は身体に障がいを有している	＋３
		育児休業明け	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定である	＋６
		兄弟姉妹同時利用	保育を受けようとする児童の兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする施設と同一である	＋２
		地域型保育事業利用	児童が地域型保育事業による保育を受けていた	＋１
		継続入所	児童が前年度から引き続き入所	＋７
		世帯の児童数	世帯における１８歳未満の児童数が３人以上（入所児童を含む）	＋１
		職業の優先	父又は母が保育士・幼稚園教諭・保育教諭・放課後児童クラブ支援員の職に就く場合	＋５
減点基準	調整が必要となる場合	町外在住者	児童及び保護者が和木町外に在住している	－１０
		同居の祖父母の状況	同居の祖父母が健康であり就労していないため保育可能（１名につき）	－５

(3) 同一指数世帯優先事項

優先順位番号	区分	内 容
１	基本指数の合計点	基本指数の合計指数が高い世帯を優先する
２	調整指数の合計点	調整指数の合計指数が高い世帯を優先する
３	保育料滞納の有無	保育料の滞納が無い世帯の児童を優先する（卒園した児童の滞納状況も含む）
４	世帯の市町村民税の額	世帯の市町村民税額が低額の児童を優先する